

## 生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内に生垣を設置する者に、その経費の一部として予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 生駒市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現に向け、生垣の設置により、まちなかに緑を創出し、緑あふれる住環境の形成を図ること目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、「生垣」とは、樹高のほぼ均一的な樹木を列植したものをいう。

（助成対象者）

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、市内に住宅地又は事務所、若しくは事業所等の土地を所有し、又は使用する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国、県その他公共団体
- (2) 当該土地の販売を目的とする者
- (3) 助成金の交付申請時に、市税に滞納のある者
- (4) その他市長が不相当と認める者

（助成の基準）

第5条 助成の交付を受けることができる生垣は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域に設置されたもの
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)上の道路に面するもの。ただし、同法第

4 2 条第 2 項に規定する道路にあっては、同項に規定された道路のみなす境界線  
以上に後退したもの

(3) 新たに設置されるもの又は生垣の作り替えが必要と認められるものであって、  
かつ、樹木の健全な育成が見込めるもの

(4) 延長が 3 メートル以上であるもの

(5) 樹木の高さが地表面から概ね 1 メートル以上であるもの

(6) 樹木の数が 1 メートル当たり 2 本以上であるもの

(7) 植栽する地盤の高さが道路の高さより 3 メートル以内のもの

(助成金の交付額)

第 6 条 助成金の交付額は、次の掲げるとおりとする。ただし、1 敷地につき 1 回と  
する。

(1) 植栽の施工に要する経費の 2 分の 1 とする。ただし、1 メートル当たり 5, 0  
0 0 円を限度とする。

(2) 生垣を設置しようとする場所にあるブロック塀等を撤去した場合、その撤去に  
要する経費の 2 分の 1 とする。ただし、1 メートル当たり 2, 5 0 0 円を限度と  
する。

(3) 1 敷地につき助成金の額は、8 0, 0 0 0 円を限度とする。

(4) 助成金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの  
とする。

(特別助成金の交付額)

第 7 条 前条の規定にかかわらず、連続した敷地において、同じ種類の樹木による生  
垣を設置し、まちの統一された景観を形成しようと同時に交付申請を行う場合の助  
成金の交付額は、次の掲げるとおりとする。ただし、1 敷地につき 1 回とする。

(1) 植栽の施工に要する経費の 3 分の 2 とする。ただし、1 メートル当たり 6, 0

00円を限度とする。

(2) 生垣を設置しようとする場所にあるブロック塀等を撤去した場合、その撤去に要する経費の3分の2とする。ただし、1メートル当たり3,000円を限度とする。

(3) 一敷地につき助成金の額は、100,000円を限度とする。

(4) 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請等)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生垣設置助成金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、第5条の基準に適合するかどうかについて、現地にて実態調査等を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による実態調査等の結果、助成金の交付の対象と認めたときは、生垣設置助成金交付申請内容確認通知書（様式第2号）により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

4 申請者はこの通知を受けた場合、通知日を受けた日の属する年度内に生垣の設置工事を完了しなければならない。

(内容変更等の承認)

第9条 申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、生垣設置内容変更等申請書（様式第3号）により速やかに市長にその旨を通知し、市長の承認を得なければならない。

(1) 生垣の設置内容等を変更しようとするとき（軽微なものを除く。）。)

(2) 生垣の設置を延期又は中止しようとするとき。

(完了届及び完了検査)

第 10 条 申請者は、生垣の設置が完了したときは、速やかに生垣設置完了届兼完了検査願（様式第 4 号。以下「完了検査願」という。）に市長が必要と認める書類等を添え、市長に提出しなければならない。

2 申請者は完了検査願を提出した後、生垣の設置内容等を変更することはできない。

3 市長は、本条第 1 項の規定による完了検査願を受けたときは、第 5 条の基準に適合しているかどうかについて、現地において完了検査を行うものとする。

(交付の決定及び通知)

第 11 条 市長は、前条第 3 項の検査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、生垣設置助成金交付決定通知（様式第 5 号）により申請者にその旨を通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 12 条 前条に規定する交付決定通知を受けた申請者は、速やかに市長に請求書を提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(義務)

第 13 条 助成金の交付を受けた者は、当該生垣を枯死しないよう積極的に病虫害駆除、剪定等を行い良好な状態で管理しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、当該生垣が道路に越境しないよう適正に管理しなければならない。

3 助成金の交付を受けた者は、道路境界の確定等により当該生垣を移転する必要が生じたときは、自己負担により速やかにこれを移設しなければならない。

4 助成金の交付を受けた者は、第 11 条に規定する交付決定日から 5 年間は当該生垣を撤去してはならない。ただし、市長が、特別の理由があると認めた場合につい

て、この限りでない。

(助成金の返還)

第 14 条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を受けた者が前条の義務を履行しないとき。

(協力)

第 15 条 助成金の交付を受けた者は、生駒市が行う生垣の普及啓蒙活動及び花と緑と自然のまちづくりに積極的に協力するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 日から施行する。

平成 年 月 日

生駒市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

生垣設置助成金交付申請書

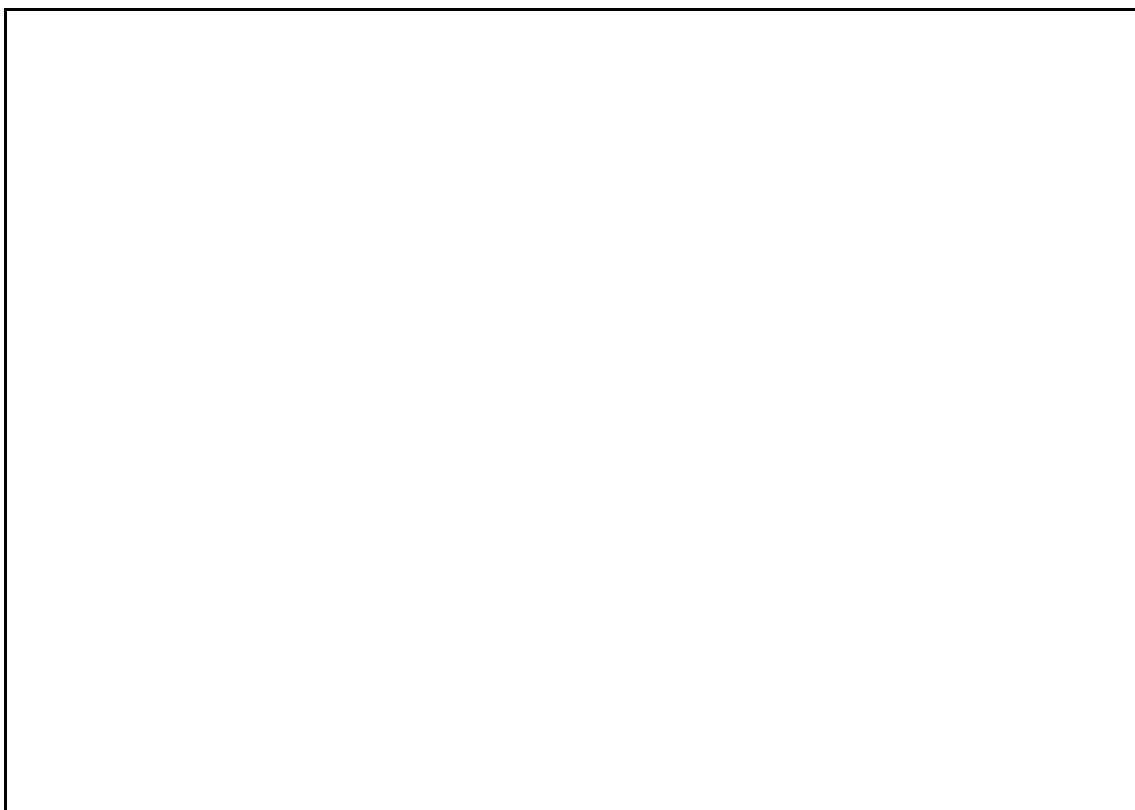
生垣の設置を行いたいので、平成 年度において生垣設置助成金を交付されるよう、生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

なお、申請にあたり、市税納付状況について確認されることに同意します。

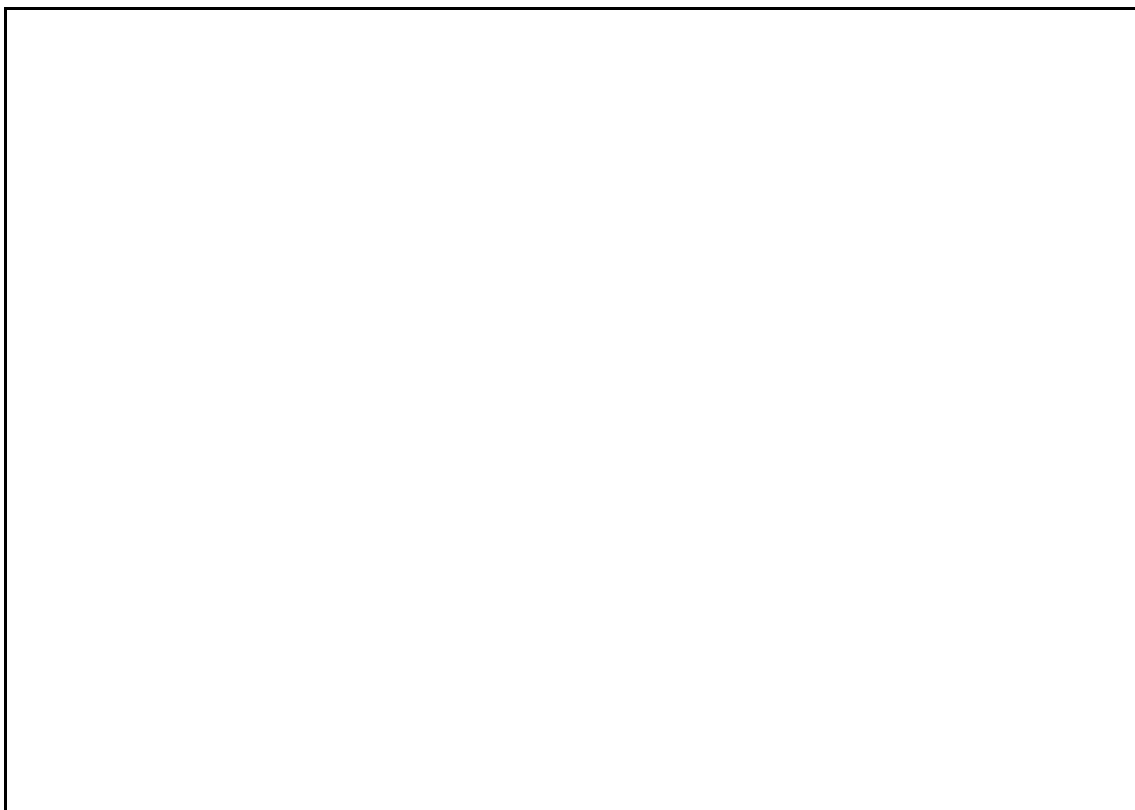
生垣	設置場所	生駒市
	樹木の種類	
	構造	樹木高さ m 支柱の構造
	総延長	総延長 m
既存物	撤去物の有無	有 無
	撤去の種類	ブロック塀・石積み・その他 ( )
	撤去総延長	総延長 m
完了予定日		平成 年 月 初旬・中旬・下旬 頃
添付書類		1. 設置場所の計画平面図及び計画断面図 (裏面使用) 2. 設置前又は既存塀等の撤去前の現況写真 3. その他

様式第1号

計画平面図（敷地のどの辺りに造成するのか、道路を含めた簡単な図面）



計画断面図（生垣の高さ、道路の高さがわかる簡単な図面）



生公第 号

平成 年 月 日

様

生駒市長

生垣設置助成金交付申請内容確認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった、生垣設置助成金について、生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、現地において実態調査等を行った結果、同要綱第5条の規定に適合していますので通知します。

なお、本通知後、速やかに生垣の設置に着手し、平成 年 月 日までに完了するとともに生垣の設置の内容等を変更しようとするときは、速やかに公園緑地課まで連絡ください。

また、設置完了後は、速やかに下記の書類等の提出してください。

記

1. 別紙生垣設置完了届兼検査願（様式第4号）
2. 生垣の設置及び既存ブロック等の撤去に要した費用の領収書等
3. 生垣完成後の写真



生公第 号

平成 年 月 日

様

生駒市長

生垣設置助成金交付申請内容確認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった、生垣設置助成金について、生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、現地において実態調査等を行った結果、同要綱第5条の規定に適合していませんので、平成 年 月 日付の申請は、無効とします。

(不適合の理由)

平成 年 月 日

生駒市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

生垣設置変更等申請書

生垣設置の変更をしたいので承認願いたく、生駒市生垣設置に関する助成金  
交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

内容確認通知	平成 年 月 日付 生公第 号	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更等の理由		
添付書類	1. 変更前の設置計画平面図・断面図 2. 変更後の設置計画平面図・断面図 3. その他	

生駒市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

## 生垣設置完了届兼完了検査願

平成 年 月 日付で申請した生垣の設置が完了したので、生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

よって、完了検査されるようお願い出ます。

生垣設置に関する届け出事項	
設置場所	生駒市
樹木の種類等	種類 / 本数 本
高さ・総延長	高さ m / 総延長 m
植栽費の支払額	円 (税込み)
設置完了日	平成 年 月 日
既存ブロック等撤去に関する届け出事項	
高さ・総延長	高さ m / 総延長 m
撤去費支払額	円 (税込み)
撤去完了日	平成 年 月 日
添付書類	植栽及び撤去にかかった経費の領収書等 完成後の写真

生公第 号  
平成 年 月 日

様

生駒市長

生垣設置助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった、生垣設置助成金の交付については、下記のとおり決定したので、生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 決定額 \_\_\_\_\_ 円

(交付額は千円未満切り捨てた額)

2. 交付条件

この助成金の交付を受けた方は、次に掲げる義務を負います。(要綱第13条)

1. 当該生垣を積極的に枯死しないよう病虫害駆除、剪定などを行い良好な状態で管理しなければなりません。
2. 当該生垣が道路に越境しないよう適正に管理しなければなりません。
3. 道路境界の確定等により当該生垣を移転する必要が生じたときは、自己負担により速やかにこれを移設しなければなりません。
4. 交付決定日から5年間は生垣を撤去することができません。

3. その他

この助成金の交付を受けた方は、生駒市が行う生垣の普及啓蒙活動並びに花と緑と自然のまちづくりに積極的に協力して下さい。

3. 算出方法

植 裁 費	1 m 当たり単価決定額 _____ 円 × _____ m = _____ 円 (最大 5, 000 円)	検査実測延長	_____ m	=	_____ 円	暫定植栽費助成額
-------------	--	--------	---------	---	---------	----------

撤 去 費	1 m 当たり単価決定額 _____ 円 × _____ m = _____ 円 (最大 2, 500 円)	検査実測延長	_____ m	=	_____ 円	暫定撤去費助成額
-------------	--	--------	---------	---	---------	----------

暫定植栽費助成額	_____ 円	+	暫定撤去費助成額	_____ 円	=	暫定生垣設置助成総額	_____ 円	(最大 80, 000 円)
----------	---------	---	----------	---------	---	------------	---------	----------------

※この通知書の受け取り後は、速やかに請求書及び生垣の管理に関する確約書を提出して下さい。